

## 組合員資格確認のお願い

組合員の皆さまへ

茨城みなみ農業協同組合

定款 12 条で定めている組合員資格について変動があった場合には、資格変更の手続きが必要となりますので、最寄の当組合窓口へお申し出ください。

定款

### 【組合員の資格】

**第 12 条** この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- 1 10 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又は経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- 2 1 年のうち 90 日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- 3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

- 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- 2 この組合から※第 7 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は第 12 号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 3 この組合から※第 7 条第 1 項第 4 号、第 10 号又は第 22 号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 5 農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた農用地利用規程で定めると

ころに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあつては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であつて、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げるものを除く。）

- 6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であつて、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げる者を除く。）
- ④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

※第7条第1項に定める事業とは、下記の通りです。

### 【事業】

**第7条** この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

- 1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 5 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 6 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するため の土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 8 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け
- 9 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業
- 10 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
- 11 農村工業に関する施設
- 12 共済に関する施設

- 13 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
- 14 医療に関する施設
- 15 老人の福祉に関する施設
- 16 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
- 17 旅行に関する施設
- 18 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 19 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で 農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売 渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売 渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- 20 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地 の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を 建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の 事業
- 21 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その 他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事 業
- 22 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 2 条第 2 項に規定する特 定農地貸付け
- 23 貨物運送取扱事業
- 24 一般貨物自動車運送事業
- 25 手形の割引
- 26 内国為替取引
- 27 債務の保証
- 28 有価証券の貸付け
- 29 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売 出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の 取扱い
- 30 金銭債権（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 1 条に規定する証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（金銭 債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号から第 10 号までに掲げる行為を行うことを含 む。）
- 31 短期社債等の取得又は譲渡
- 32 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介（信用事

業規程に定めるものに限る。)

33 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

34 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

35 振替業

36 両替

37 前各号の事業に附帯する事業

## 別表

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
  
- 2 次の各号の1に該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること